

山梨県公報

号外第二十九号

令和二年

五月二十七日

水曜日

目次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 訓 令
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二

規 則

山梨県規則第四十二号
県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年五月二十七日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の表本庁に置かれる職の欄中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項の表広聴広報グループの項中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改め、同表に次のように加える。

疾病対策推進グループ

政策参事

第十四条の二第三項中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改める。
別表第一の一の表知事政策局の部に次のように加える。

疾病対策推進グループ

疾病対策の推進に係る総合調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山梨県訓令第十五号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年五月二十七日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県訓令第十六号

本 出先機関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「国際競争グループ」を「国際競争グループ」

「国際競争グループ」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 與五右衛門

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項1及び7級の項1中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 與五右衛門

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「広聴広報監」を「戦略広報監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。